

障 発 0204 第 1 号
令和 2 年 2 月 4 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施について

障害福祉分野における ICT の活用による生産性向上を推進するため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱」を定め、令和 2 年 2 月 4 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱

1. 目的

障害福祉分野における ICT の活用により、障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等が ICT を導入する際の経費を支援し、ICT の活用モデルを構築することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

4. 定義

- (1) 「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法律」という。）第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (2) 「障害者支援施設事業者」とは、法律第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- (3) 「一般相談支援事業者」とは、法律第 5 条第 18 項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- (4) 「特定相談支援事業者」とは、法律第 5 条第 18 項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- (5) 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (6) 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

5. 事業内容等

- (1) 都道府県等は、管内の ICT 導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象に ICT 導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等が ICT 導入に伴う補助を受けるための要件とする。
- (2) 都道府県等は、管内の障害福祉サービス事業者等からの「障害福祉分野の ICT 導入計画書」（様式 1-2、様式 1-3）に基づき、ICT 導入に要する費用を補助する。

(3) 本事業により ICT を導入する障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス事業所等において、ICT を導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、都道府県等に報告する。

(4) 都道府県等は、本事業により ICT を導入した障害福祉サービス事業所等に対し、障害福祉サービス事業所等における ICT の導入状況について、「障害福祉分野の ICT 導入実績報告書」（様式 2-2、様式 2-3）により、事業完了年度の翌年度の 4 月末日までに報告を求める。

なお、当該報告内容については、全国の障害福祉サービス事業所等における ICT の導入の参考に資するよう、今後公表する可能性があるため、事前に障害福祉サービス事業者等の同意を得ること。

6. 補助額

1 事業所あたり上限 100 万円

7. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るための WIFI 環境の整備費やインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。

※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

8. その他

経済産業省が実施している「IT 導入補助金」による補助をうける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。

9. 費用の支弁

本事業に要する費用の 3 分の 1 は、実施主体の都道府県又は指定都市が支弁する。

10. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。